

特別養護老人ホーム あけぼの苑（指定介護老人福祉施設）

運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 堺暁福祉会が実施する特別養護老人ホーム（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の生活相談員または看護職員、介護職員等の職員（以下「職員」という）が社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適正な介護を提供することを目的とする。

第2条（基本方針）

- 1 本事業の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 前2項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年4月1日施行）」の内容を遵守し、事業を実施する。

第3条（事業所の名称等）

名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム あけぼの苑
- 2 所在地 大阪府堺市北区野遠町 344 番地 1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

- 1 職員として次の職員を置く

- (1) 施設長 1名

事業所と職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。また、管理者は、それぞれの利用者に応じて施設サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員(介護支援専門員) 1名

利用者の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。

- (3) 介護職員 28名

利用者の日常生活の支援をし、特に入浴排泄食事等の支援を行う。

- (4) 看護職員 3名

利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名

要介護状態の軽減又は、悪化防止の為に機能訓練を行う。

(6) 栄養士(管理栄養士) 1名

入所者の嗜好と栄養に合致し、保健の維持増進と生きがいのある食生活に資する調理献立と食事の指導

(7) 調理員 4名

入所者の食生活の維持向上を図る給食調理全般の業務

(8) 医師 1名

入所者の診療・保健指導

(9) 事務職員 2名

必要な事務を行う。

2 前項に定める者のほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

第5条 (食事及び時間)

1 食事は、利用者の嗜好と栄養に配慮し、生きがいと楽しみのある献立に基づき実施する。

2 病弱者等については、医師等の意見・指示を受けて、身体的条件に応じた配慮を行わねばならない。

3 食事開始時間については、次のとおりとする。

朝食…7時15分

昼食…12時00分

夕食…18時00分

第6条 (定員)

特別養護老人ホーム入所の定員は72名、短期入所定員は10名とする。

第7条 (介護サービスの内容)

指定介護老人福祉施設のサービス内容は次のとおりとする。

(1) 相談、援助等

(2) 機能訓練

(3) 介護サービス (移動、排泄の介助、見守り等)

(4) 介護方法の指導

(5) 健康状態のチェック

(6) 送迎サービス(短期入所)

(7) 入浴サービス

(8) 食事サービス

第8条 (利用料その他の費用)

1 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護老人福祉施設サービスについて介護保険法第48条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 (告示上の額) から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受け

- る。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払いを受ける利用料の額と、前項の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける。
 - (1) 利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、理髪・美容・金銭管理等の実費費用。
 - (2) 食事の提供に要する費用 1,445 円/日
 - (3) 居住に要する費用 従来型個室 1,171 円/日 多床室 855 円/日
 - (4) 前号に掲げるものの他、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用（実費）
 - (5) 第2号及び第3号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規程により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者であっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。なお、第2号について、指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の算定する者にあつては、多床室の費用の額の支払いを受ける。
 - (6) 第3号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入所者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。
 - 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明を行い、その同意を文書により確認するものとする。ただし、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがある。その場合は変更の内容と変更する事由について、事前に説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

第9条（施設サービス計画に沿ったサービスの提供）

施設サービス計画を作成し、当該計画に沿った介護サービスを提供する。

第10条（居宅サービス等の変更の援助）

利用者が施設介護サービス計画の変更を希望する場合は、必要な援助を行う。

第11条（サービス提供記録の記載）

介護サービスを提供した際には、必要な記録を、所定の記録書に記載する。

第12条（施設介護サービス計画の作成）

- 1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した施設介護サービス計画を作成する。
- 2 それぞれの利用者に応じた施設介護サービス計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その

内容等について説明し、同意を得る。

第13条（衛生管理）

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水については衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 2 当該事業所において感染症が発生し、又まん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

第14条（掲示）

事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制その他サービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

第15条（秘密保持等）

- 1 施設職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 施設職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

第16条（苦情処理）

- 1 提供した介護サービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 提供した介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した介護サービスに対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

第17条（会計の区分）

特別養護老人ホームの事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

第18条（記録の整備）

- 1 設備、備品、従業者及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第19条（緊急時等における対応方法）

施設は、現に介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第 20 条（事故発生時の対応）

- 1 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 21 条（非常災害対策）

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年 1 回の消防署立会い訓練や毎月の自主訓練など定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第 22 条（地域との連携など）

施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

第 23 条（介護サービスの質の向上）

施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- （1） 採用時研修 採用後 3 か月以内
- （2） 継続研修 年 2 回

第 24 条（緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き）

- 1 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、拘束その他入所者の身体行動を制限する行為を行わない。
- 2 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - （1） 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - （2） 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえなかった理由を記録する。
 - （3） 入所者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

第 25 条（高齢者虐待防止について）

利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- （1） 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努める。
- （2） 個別援助計画の作成など、適切な援助の実施に努める。
- （3） 職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努める。

（附則）

この規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（附則）

この規程は平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(附則)

この規程は平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

(附則)

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。(介護報酬改定に伴う形式的変更のみ)

(附則)

この規程は令和 3 年 8 月 1 日から施行する。(介護報酬改定に伴う形式的変更のみ)